

広島県告示第三百二十八号

平成十五年広島県告示第千三百七十三号（広島県港湾施設管理条例別表第一地方港湾の表の規定に基づく待合所の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成二十年四月二十八日から施行する。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

表中田港の部中町桟橋待合所の項中「八四〇円」を「二、一〇〇円」に改める。